

第 9 号議案

一宮市立図書館規則の一部改正について

一宮市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 2 月 2 1 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

尾西図書館及び玉堂記念木曾川図書館の開館時間を変更するため、一宮市立図書館条例第 1 0 条の規定により、本案を提出します。

一宮市教委規則第 1 号

一宮市立図書館規則の一部を改正する規則

一宮市立図書館規則(昭和55年一宮市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表一宮市立尾西図書館・一宮市立玉堂記念木曾川図書館の項中「。ただし、6月1日から8月31日までの休日を除く火曜日から金曜日までの日にあつては、午前9時から午後7時までとする。」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市立図書館規則(昭和55年一宮市教育委員会規則第6号)新旧対照表

現行	改正案
(開館時間) 第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 2 館長は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。	(開館時間) 第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。 【別記1 参照】 2 館長は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

【別記1】

現行

図書館の名称	開館時間
一宮市立中央図書館	午前9時から午後9時まで
一宮市立尾西図書館・一宮市立玉堂記念木曾川図書館	午前10時から午後6時まで。ただし、6月1日から8月31日までの休日を除く火曜日から金曜日までの日にあつては、午前9時から午後7時までとする。
一宮市立子ども文化広場図書館・一宮市立尾西児童図書館	午前9時から午後5時まで

改正案

図書館の名称	開館時間
一宮市立中央図書館	午前9時から午後9時まで
一宮市立尾西図書館・一宮市立玉堂記念木曾川図書館	午前10時から午後6時まで
一宮市立子ども文化広場図書館・一宮市立尾西児童図書館	午前9時から午後5時まで

一宮市連区公民館長設置について

一宮市連区公民館長設置について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 2 月 21 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

地方公務員法改正に伴い特別職の取り扱いが変更となったため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出します。

1. 連区公民館長設置

NO	現行	改正後
1	宮西公民館長	宮西連区公民館長
2	貴船公民館長	貴船連区公民館長
3	神山公民館長	神山連区公民館長
4	大志公民館長	大志連区公民館長
5	向山公民館長	向山連区公民館長
6	富士公民館長	富士連区公民館長
7	葉栗公民館長	葉栗連区公民館長
8	西成公民館長	西成連区公民館長
9	丹陽公民館長	丹陽連区公民館長
10	浅井公民館長	浅井連区公民館長
11	北方公民館長	北方連区公民館長
12	大和公民館長	大和連区公民館長
13	今伊勢公民館長	今伊勢連区公民館長
14	奥公民館長	奥連区公民館長
15	萩原公民館長	萩原連区公民館長
16	千秋公民館長	千秋連区公民館長
17	起公民館長	起連区公民館長
18	小信中島公民館長	小信中島連区公民館長
19	三条公民館長	三条連区公民館長
20	大徳公民館長	大徳連区公民館長
21	朝日公民館長	朝日連区公民館長
22	開明公民館長	開明連区公民館長
23	木曽川公民館長	木曽川連区公民館長

2. 施行日 令和2年4月1日

関連条文

○一宮市公民館設置及び管理に関する条例

第 2 条 公民館には館長、主事その他必要な職員を置く。

一宮市教育委員会公印規則の一部改正について

一宮市教育委員会公印規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 2 月 2 1 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市連区公民館長設置に伴う公印新調のため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 2 号

一宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会公印規則(平成16年一宮市教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表12の項の次に次の1項を加える。

13	一宮市各連区公民館長之印	れい書	方 24	一宮市 〇〇連区 公民館 長之印	生涯学習課	連区公民館長名で発 する文書用
----	--------------	-----	------	---	-------	--------------------

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会公印規則(平成16年一宮市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
別表(第3条―第5条関係) 【別記 参照】	別表(第3条―第5条関係) 【別記 参照】

【別記】

現行

公印 番号	公印名	書体	寸法(ミリメートル)	ひな形	管守課等	用途
略						
12	略					
略						

改正案

公印 番号	公印名	書体	寸法(ミリメートル)	ひな形	管守課等	用途
略						
12	略					
13	一宮市各連区公民館長之印	れい書	方24	一宮市 〇〇連区 公民館 長之印	生涯学習課	連区公民館長名で発する文書用
略						

一宮市公民館長記章規程の一部改正について

一宮市公民館長記章規程の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 2 月 2 1 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市連区公民館長設置による規程の整備のため本案を提出します。

一宮市教委規則第 3 号

一宮市公民館長記章規程の一部を改正する規則

一宮市公民館長記章規程(昭和51年一宮市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

一宮市連区公民館長記章規程

第1条中「公民館長は」を「連区公民館長は」に、「公民館長記章」を「連区公民館長記章」に改める。

第2条及び第3条中「公民館長」を「連区公民館長」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

一宮市公民館長記章規程(昭和51年一宮市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行	改正案
○<u>一宮市</u>公民館長記章規程 第1条 <u>公民館長</u>は、その身分を明らかにするため、次の様式の<u>公民館長記章</u>(以下「記章」という。)をはい用するものとする。 略 第2条 記章は、<u>公民館長</u>に任命されたとき直ちにこれを交付する。 第3条 記章は、<u>公民館長</u>の任命を解かれたときは、速やかに返還しなくてはならない。	○<u>一宮市連区</u>公民館長記章規程 第1条 <u>連区公民館長</u>は、その身分を明らかにするため、次の様式の<u>連区公民館長記章</u>(以下「記章」という。)をはい用するものとする。 略 第2条 記章は、<u>連区公民館長</u>に任命されたとき直ちにこれを交付する。 第3条 記章は、<u>連区公民館長</u>の任命を解かれたときは、速やかに返還しなくてはならない。

一宮市小中学校部活動ガイドラインについて

一宮市小中学校部活動ガイドラインについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 2 月 2 1 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市小中学校部活動ガイドラインを定めるため、本案を提出します。

一宮市小中学校部活動ガイドライン

令和2年3月

一宮市教育委員会

目 次

1 適切な部活動運営のための体制整備 … 1

- (1) 「一宮市小中学校部活動ガイドライン」の策定等
- (2) 運営・指導に係る体制の構築

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 … 2

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 適切な休養日、活動時間の設定
- (3) 学校単位で参加する大会等の見直し

3 今後の取組 … 4

本ガイドライン策定の趣旨等

本ガイドラインは、義務教育である小中学校段階の部活動を対象とし、児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

○児童生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする

○児童生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む

○学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する

1 適切な部活動運営のための体制整備

(1) 「一宮市小中学校部活動ガイドライン」の策定等

ア 市教育委員会は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、平成30年12月に文和庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、『国ガイドライン』という。）」に則り、県の「部活動指導ガイドライン（以下、『県ガイドライン』という。）」を参考に、小学校部活動、中学校の文化部活動についても、その特性を踏まえ、「一宮市小中学校部活動ガイドライン（以下、『市ガイドライン』という。）」を策定する。

イ 校長は、「市ガイドライン」に則り、毎年度、年度当初に各学校における部活動の目標や運営方針を策定し「学校部活動方針」を策定し、組織全体で共有するとともに実態に応じて顧問会議を定期的を開催するなど、部活動の組織化を図る。

ウ 顧問は、年度当初に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等日程）を作成し、校長の承認を得た上で、児童生徒及び保護者に明示する。

エ 顧問は、毎月の部活動実施計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長の承認を得た上で、児童生徒に及び保護者に明示する。

オ 校長は、毎月の活動実績を確認し、承認する。

カ 市教育委員会は、効率的な部活動指導の実施に向けて研修を進める。

(2) 運営・指導に係る体制の構築

ア 校長は、部活を設置する場合、児童生徒や教員の人数を踏まえ、指導内容の充実や児童生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動にする（可能な限り一つの部活動に複数の顧問が配置できるようにする）。

イ 校長は、顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な

配置となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、各部の活動計画及び活動実績の確認等により、学校全体の部活動の状況を把握し、児童生徒が安全に部活動に取り組めるようにする。

エ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、働き方改革の視点から、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 部活動の実施に当たっては、児童生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、部活動の運営方針及び活動計画等を学校のウェブサイトへの掲載等により公表する。また、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制を整えていくことが大切である。

ウ 顧問は、各学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、参加する大会・コンクール等を精選した上で、年間及び月間等の活動計画を作成し、校長に提出する。活動計画の作成に当たっては、児童生徒にとって、負担のない学校生活とすることやスポーツ障害を予防する観点などから、活動時間や練習日数、休養日を適切に設定する。

エ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、児童生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図る。さらに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 文化部顧問は技能等の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、児童生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を養うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図る。

(2) 適切な休養日、活動時間の設定

児童生徒のバランスのとれた学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点などから、『国ガイドライン』『県ガイドライン』を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて部活

動における休養日（活動しない日を含む。）及び適切な活動時間を設定し、児童生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図る。

〔 小学校 〕

○学期中は、週当たり4日（平日に2日以上と原則土日曜日は実施しない）以上の休養日を設ける。なお、大会・練習試合・コンクールへの参加等により週末に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。

○活動時間は、平日は1時間程度、学校の休業日（長期休業日等）は原則実施しない。なお、学校休業日における大会・練習試合・コンクールの参加等により活動時間が長くなる場合は、児童の体調や健康状態に十分留意する。

〔 中学校 〕

○学期中は、週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日を設ける。なお、大会・コンクール等への参加等により週末に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。

○活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。なお、学校休業日における大会・コンクール等への参加等により活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。

※活動時間については、日没時刻等を考慮しつつ、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。帰宅が遅くなるような場合には、保護者に事前に連絡するなど、きめ細やかな対応を行う。

ア 市教育委員会は、下記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、「学校部活動方針」の策定に当たっては、「市ガイドライン」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、児童生徒及び保護者に明示する。また、各部の活動状況を把握し、適宜、指導・是正を行う。

ウ 校長は、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ工夫する。例えば、定期試験前の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めたりする。

エ 毎月第三日曜日の「家庭の日」や各学校が設定した定時退校日には活動を行わない。

オ 始業前の活動については、原則実施しない。やむをえず実施する場合は、その目的を明確にし、地域や学校、各部活動の実情に応じて適切な活動時間及び活動内容とする。また、児童生徒の通学に要する時間等を十分考慮する。

（３）学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、教員の部活動指導時間の上限を踏まえ、児童生徒の教育上の意義や、児童生徒や顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

イ 市教育委員会は、各学校が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、児童生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請する。

3 今後の取組

本ガイドラインは、児童生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。本市においては、近年、部員数の減少による部の統廃合、教員数の減少による専門性の低下、児童生徒や保護者のニーズの多様化など、現在の運営体制では活動を維持することが難しくなっている。

そのため、児童生徒・教員の現状と課題を整理し、取組を改善していく必要がある。また、本ガイドラインを踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、長期的に、市全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる児童生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。

今後、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組をしていく必要がある。

【参考文献】

＊平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）

＊平成30年10月

愛知県部活動ガイドライン（愛知県教育委員会）

＊平成30年12月

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）

令和 2 年度一宮市学校給食方針について

令和 2 年度一宮市学校給食方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 2 月 2 1 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

令和 2 年度一宮市学校給食方針を定めるため、本案を提出します。

令和 2 年 度

一 宮 市 学 校 給 食 方 針

一 宮 市 教 育 委 員 会

目 次

1	学校給食方針	1
2	給食計画	
	(1) 学校給食実施期間	1
	(2) 学校給食回数	1
	(3) 学校給食内容	2
	(4) 学校給食費	3
	(5) 学校給食調理場対象校と対象食数	4
	(6) 学校給食費徴収業務及び学校給食用物資調達業務	5
	(7) 各種業務の委託	5
	(8) 学校・家庭・地域との連携	5
	(9) 調理場施設設備・厨房機器の改善	6
	(10) セレクト給食の実施	6
	(11) 地場産物を活かした給食の実施	6
	(12) アレルギー対応	6
	(13) 食の安全対策	6
	(14) 食育の推進	7
3	給食調理施設の更新方針	7

1 学校給食方針

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供します。

学校給食を通じて、食に関する正しい知識や望ましい食習慣、食事マナーを身につけるとともに、正しい知識や情報に基づき、食の安全性について自ら考えようとする態度を養うなど、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るための基礎を培います。

また、地場産物の活用や郷土料理等を取り入れた給食を実施します。

<重点目標>

- 栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を提供し、健康の保持増進を図ります。
- 安全で、安心して食べることができる学校給食を提供します。
- 地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。
- 学年に応じて、学校給食を生きた教材とした食に関する指導を行います。

2 給食計画

(1) 学校給食実施期間

小学校 令和2年4月 9日から令和3年3月23日まで

中学校 令和2年4月 9日から令和3年3月23日まで

1学期 4月 9日から 7月17日まで

2学期 9月 2日から12月22日まで

3学期 1月 8日から 3月23日まで

(2) 学校給食回数

小学校・中学校 193回

〔月別内訳〕

1学期	小学校・中学校	2学期	小学校・中学校	3学期	小学校・中学校
	68回		76回		49回
4月	15回	9月	19回	1月	15回
5月	18回	10月	22回	2月	18回
6月	22回	11月	19回	3月	16回
7月	13回	12月	16回		

(3) 学校給食内容

学校給食法に基づき、米飯・パン・めん、牛乳及びおかずを提供する「完全給食」を実施します。

共同調理場と単独調理場それぞれの特性を活かすため、南部及び北部学校給食共同調理場、単独調理場（小学校）、単独調理場（中学校）の3種の献立を提供します。

〔共同調理場（一宮地区）〕

① 主食

ア 米飯の種類と実施回数（小学校・中学校151回）

白飯	113回	麦ごはん	20回
わかめごはん	13回	五目ごはん※	1回
玄米ごはん※	2回	五穀ごはん	1回
さつまいもごはん	1回		

※ 五目ごはんは「三河赤鶏五目ごはん」、玄米ごはんは「金芽ロウカット玄米ごはん」です。

イ パンの種類と実施回数（21回）

りんごパン	4回	クロワッサン	2回
サンドイッチバンズパン	1回	米粉ロールパン	2回
クロスロールパン	3回	標準パン	2回
サンドイッチロールパン	2回	ナン	1回
小型ロールパン	1回	フォカッチャ	1回
ピタパン	2回		

ウ めんの種類と実施回数（21回）

中華めん	11回	ソフトスパゲティ式めん	5回
白玉うどん	4回	きしめん	1回

参考 1週間あたりの主食別回数

※四捨五入の関係で合計に端数が出る場合があります。

	米飯	パン	めん
小学校	3.91回	0.54回	0.54回
中学校	3.91回	0.54回	0.54回

② 牛乳

200ml 生乳（殺菌・冷却・びん詰）

③ おかず

主菜・副菜・デザート（随時）

〔単独調理場（尾西地区・木曽川地区）〕

① 主食

ア 米飯の種類と実施回数（小学校・中学校 1 5 2 回）

白飯	1 2 8 回	麦ごはん	1 9 回
玄米ごはん※	3 回	赤飯	1 回
五穀ごはん	1 回	※ 玄米ごはんは「金芽ロウカット玄米ごはん」です。	

イ パンの種類と実施回数（2 1 回）

小型ロールパン	5 回	黒ロールパン	2 回
標準パン	2 回	サンドイッチロールパン	2 回
クロスロールパン	2 回	りんごパン	2 回
米粉ロールパン	1 回	ロールパン	1 回
サンドイッチバンズパン	1 回	クロワッサン	1 回
レーズンロールパン	1 回	ナン	1 回

ウ めんの種類と実施回数（2 0 回）

ソフトスパゲティ式めん	7 回	中華めん	5 回
白玉うどん	3 回	きしめん	2 回
冷やし中華	2 回	冷やしうどん	1 回

参考 1 週間あたりの主食別回数

※四捨五入の関係で合計に端数が出る場合があります。

	米飯	パン	めん
小学校	3. 9 4 回	0. 5 4 回	0. 5 2 回
中学校	3. 9 4 回	0. 5 4 回	0. 5 2 回

② 牛乳

2 0 0 ml 生乳（殺菌・冷却・びん詰）

③ おかず

主菜・副菜・デザート（随時）

（４） 学校給食費

小学校 2 5 0 円/食

中学校 2 8 5 円/食

(5) 学校給食調理場対象校と対象食数

① 共同調理場

(令和2年4月見込み)

調 理 場 別	小学校	中学校	計	対象食数
南部学校給食共同調理場	18校	8校	26校	13,257食
北部学校給食共同調理場	14校	7校	21校	12,622食
計	32校	15校	47校	25,879食

対象校

南部学校給食共同調理場			北部学校給食共同調理場		
小 学 校		中 学 校	小 学 校		中 学 校
大志小	大和西小	南部中	宮西小	北方小	北部中
向山小	萩原小	西成中	貴船小	今伊勢小	中部中
西成小	中島小	丹陽中	神山小	奥 小	葉栗中
赤見小	千秋小	大和中	葉栗小	末広小	浅井中
浅野小	千秋南小	萩原中	瀬部小	今伊勢西小	北方中
丹陽小	富士小	千秋中	浅井南小	葉栗北小	今伊勢中
丹陽西小	西成東小	西成東部中	浅井北小	浅井中小	奥 中
丹陽南小	大和南小	大和南中			
大和東小	千秋東小				
18校		8校	14校		7校

② 単独調理場

(令和2年4月見込み)

小学校	中学校	計	対象食数
10校	4校	14校	8,214食

対象校

小 学 校			中 学 校
起 小	朝日西小	黒田小	尾西第一中
三条小	開明小	木曽川西小	尾西第二中
小信中島小	大徳小	木曽川東小	尾西第三中
朝日東小			木曽川中
10校			4校

(6) 学校給食費徴収業務及び学校給食用物資調達業務

① 共同調理場

給食費徴収業務及び給食用物資調達業務を一般財団法人一宮市学校給食会が行います。

② 単独調理場

給食費徴収業務及び給食用物資の調達業務の一部（物資選定・支払い）を一般財団法人一宮市学校給食会が行います。

(7) 各種業務の委託

① 共同調理場

南部及び北部学校給食共同調理場の調理業務、洗浄業務及びボイラー管理業務を民間業者に委託します。

南部及び北部学校給食共同調理場の配送業務を民間業者に委託します。

② 単独調理場

小学校6校及び中学校4校の調理業務、洗浄業務を民間業者に委託します。

(8) 学校・家庭・地域との連携

① 学校給食献立表・給食だよりの配布

栄養指導と食生活の改善のため、学校給食献立予定表や給食だよりを配布します。

② 学校給食試食会への協力

随時、行います。

③ 学校給食献立の募集

「あったらいいな！こんな献立」と題して学校給食献立を募集します。上位入賞者の献立は、学校給食で提供します。

④ 全国学校給食週間記念事業の実施

1月24日から1月30日の全国学校給食週間の期間中に、「市長・教育委員と児童の給食交歓会」事業、「学校給食レストラン」事業を開催します。

また、平成25年1月30日にイタリア共和国トレビーズ市と友好都市提携を結んだ記念として、1月の献立にイタリアにちなんだ学校給食を提供します。

(9) 調理場施設設備・厨房機器の改善

調理施設の老朽化が進んでいますが、現有施設をできる限り有効に活用するため、各施設の修繕工事等を実施します。主なものは、次のとおりです。

南部学校給食共同調理場

- ・ワゴン消毒車を入れ替えます。

北部学校給食共同調理場

- ・空調設備を入れ替えます。
- ・ワゴン消毒車を入れ替えます。
- ・蒸気回転釜（8台）入れ替えます。

単独調理場

- ・三条小学校調理場など5校でフライ用ガス回転釜を入れ替えます。
- ・起小学校調理場で冷凍冷蔵庫を設置します。
- ・尾西第一中学校調理場で側溝改修工事を行うとともに、冷凍庫を入れ替えます。
- ・木曽川東小学校調理場で消毒保管庫を入れ替えます。

(10) セレクト給食の実施

各学期にセレクト給食を実施します。

(11) 地場産物を活かした給食の実施

地元や近隣地域の産物を日常の献立に積極的に活用します。

地元農産物を活用するため、「一宮を食べる学校給食の日」を実施します。

愛知県が主催する「愛知を食べる学校給食の日」を実施します。

(12) アレルギー対応

食材に乳・卵・小麦・えび・かに・そば・落花生を含まない（調味料には乳・卵・小麦・えび・かにを含むことがある）献立を週1回提供します。

(13) 食の安全対策

食に対する不信や不安に対応するため、物資選定の際に原産地や製造場所などの確認を行い、安心して食べられる給食を提供します。

食品などの自主検査、薬剤師会による衛生検査及び一宮保健所による食品衛生監視を実施するとともに、調理従事者の研修会を開催して衛生管理意識の高揚に努めます。

平成24年10月29日より、給食食材放射能検査を「地方自治体の検査計画について（平成24年3月12日厚生労働省）」に基づく対象17都県で生産された青果物等及び国内産きのこ類を対象にして実施し、市ウェブサイトにて公表します。

(14) 食育の推進

食に関する正しい知識やその大切さを指導することで望ましい食習慣が身につくように、栄養教諭・学校栄養職員等により食育指導を実施します。

2年生・・・「朝ごはんをしっかり食べよう」

3年生・・・「すききらいなく 何でも食べよう」

5年生・・・「ほねをじょうぶにする食生活にしよう」

3 給食調理施設の更新方針

既存の共同調理場及び単独調理場の老朽化が進んでいますので、給食調理施設の更新は喫緊の課題となっています。どのような給食提供方式を採用する場合でも、給食調理施設の更新には一定の期間を要します。まずは「一宮市学校給食調理場整備基本構想（平成29年3月策定）」等により、方針が定まった共同調理場から更新を進めます。

令和 2 年度一宮市社会教育方針について

令和 2 年度一宮市社会教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付
します。

令和 2 年 2 月 21 日

一宮市教育委員会

教育長 高 橋 信 哉

提案理由

令和 2 年度一宮市社会教育方針を定めるため、本案を提出します。

令和2年度

一宮市社会教育方針

一宮市教育委員会

経済情勢の混迷が長引く下で、産業構造の変化がもたらした雇用環境の変化や就業形態の多様化は、少子・高齢化の進展による人口構造の変化とともに急速な社会構造の変革を促した。

また、近年の情報通信分野を中心としためざましい技術革新は、機器の普及とあいまって情報化の急速な進展を推し進め、人々のライフスタイルのみならず個人の価値観に対しても大きな変化をもたらそうとしている。

一方で、生活水準の向上、価値観の多様化、平均寿命の伸長による余暇時間の増大等にもともなって、心豊かでゆとりのある生活を求める志向が高まりを見せている。

このため、人々が生きがいを求めて充実した人生を送るための生涯学習の推進と、個々の能力を発揮することのできる社会環境の整備が求められている。

本市社会教育行政は、生涯学習推進の中軸として、あらゆるライフステージに応じた学習内容の提供につとめ、施設の整備、生涯学習関連事業の緊密化を図るネットワークの構築を目指すとともに、学校・家庭・地域との連携・協働によるひとづくり・地域づくりを進めるため、次の目標を定め、諸活動を展開する。

重 点 目 標

- 1 一人ひとりの生涯学習を大切にするまちづくり
- 2 やすらぎとぬくもりにあふれた魅力ある地域づくり
- 3 個人の能力が生かせる男女共同参画社会づくり
- 4 思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭づくり
- 5 自然と芸術・文化に親しむ心豊かな人づくり

事業計画

1 成人教育

余暇時間の増加や少子・高齢化の進展、産業構造や雇用環境の急速な変化、また、情報化や国際化等の社会情勢の変化により、新たな学習需要が生まれ多様化するなかで市民の学習意欲は高まりをみせている。

こうした状況に対応するため、的確な情報収集を行い、時代に即した学習機会の提供を念頭に、次の諸活動を展開する。

- (1) 学習活動の推進
 - ① 成人教養講座
 - ② 市民大学公開講座
- (2) グループ・団体の育成
 - ① 一宮市小中学校PTA連絡協議会及び母親代表会の育成
 - ② PTA活動、成人グループ及びサークル等自主的な活動の奨励
 - ③ 一宮市地域女性団体連絡会及び地域女性団体の育成
 - ④ 一宮市女性グループ連絡会及び各種女性グループの育成
- (3) 指導者層の拡充
講師依頼実績の調査・把握
- (4) 女性活動支援事業
いちのみや女性講演会
- (5) その他
自主的な活動の奨励及び学習資料の提供

2 家庭教育

家庭教育機能の低下が問われている今日、家庭における家族一人ひとりの果たす役割は極めて重要である。そこで、家庭教育基盤の回復を図るため、思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭の確立、そしてその輪を地域社会に大きく広げていくことをめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 家庭教育推進協議会の開催
- (2) 家庭教育支援ボランティアの養成
家庭教育支援ボランティア養成講座の開催
- (3) 学習活動の推進
 - ① 家庭教育推進事業
赤ちゃんセミナー、幼児期家庭教育セミナー、
小中学生をもつ保護者のための家庭教育セミナー

② 家庭教育支援事業

フレッシュママ交流会、フレママひろば、ステップアップママひろば、
ぴよぴよらんど

3 青少年教育

青少年期は心身の成長発達、人格形成のうえから極めて重要な時期といえる。また、昨今の不安定な社会情勢のなかで、次代を担う青少年には大きな期待が寄せられている。こうした背景を踏まえ、体験学習や実践活動を通して人間性や社会性を養い、豊かな創造力とたくましい行動力、自主・自立と公共の精神に満ちた思いやりの心あふれる青少年の育成のために、関係各機関との連携を密に、次の諸活動を展開する。

(1) 青少年の学習活動

① 青年文化教室

② 子ども教室

子どもわくわく学習会、ジュニア教室、キッズチャレンジ

(2) 自主的な青少年活動の育成・支援

① 青少年グループの育成・支援

② 青年のつどい

(3) 放課後等の学習・体験活動支援

① 放課後子ども教室事業

② 施設開放事業

③ 地域学校外活動推進事業

④ 子ども情報紙「キッズ i」の発行

4 文化・レクリエーション活動

市民生活にインターネットなどが普及し、様々な情報を容易に手に入れることができる現代、人と人とが直接向き合う場は年々減ってきている。

このような世情のなかで、自らが興味を持って積極的に活動できる文化・レクリエーション活動を奨励し、振興を図っていくことは、文化面のみならず、人的交流を通じた個性あふれる魅力ある地域づくりといった面からも重要となっている。

現代社会における市民の高い学習意欲に応えるべく優れた芸術文化や伝統芸能などを鑑賞する機会・情報を提供するとともに、文化・レクリエーションに関する学習、発表などの活動を促進するために、次の諸活動を展開する。

(1) 文化・レクリエーション活動の奨励

① 一宮市美術展

② 愛知県文化協会連合会事業への参加奨励

(2) 学習活動の推進

- ① 市民美術教室
- ② 各種の文化教室
- ③ 各種のレクリエーション教室
- (3) 文化活動事業・レクリエーション事業の委託
 - ① 文化活動事業
 - [一宮市芸術文化協会へ委託]
 - 一宮市芸術祭、美術展覧会、文化講演会、民俗芸能のつどい、各種教室及び講習会、市民文芸集の発行、文化情報紙の発行等
 - ② レクリエーション事業
 - [一宮市レクリエーション協会へ委託]
 - 一宮市レクリエーション大会、種目別大会、展示発表会、各種教室、レクリエーション指導者養成講座
- (4) 団体の育成
 - ① 一宮市芸術文化協会の組織の充実
 - ② 一宮市レクリエーション協会の組織の充実

5 国際理解の促進

地球規模での人・物・情報の交流が活発化する中で、「国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観を理解しながら多文化が共生する地域づくり」の重要性は益々高まっている。こうした情勢の中、市民と在住外国人の相互理解の促進を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 国際交流員の小中学校等への派遣
 - 海外から招致した国際交流員を小中学校などに派遣し、国際理解・国際交流活動を推進する。
- (2) 国際理解・国際化のための事業の推進（一宮市国際交流協会との共催）
 - ① 交流事業
 - 国際交流市民フェスタ、スポーツ交流事業、ホームステイ事業、小さな交流事業、フレンドシップ継承異文化交流事業
 - ② 研修事業
 - 国際理解セミナー、国際交流員及び外国人講師等による国際理解セミナー、国際交流ボランティア育成セミナー、国際理解ワークショップ、外国絵本の読み聞かせ、国際理解講座の講師情報提供
 - ③ 啓発・普及・多文化共生事業
 - 親善ボランティア育成、協会広報事業、国際交流推進事業費補助金、日本語教室及び放課後学習支援教室、外国人相談・支援事業、外国人への情報提供、外国人生活安全教室、名義後援
 - ④ 団体の育成
 - 一宮市国際交流協会組織の充実（補助金の交付）

6 公民館活動

公民館は地域の社会教育を中心とした生涯学習等の拠点である。そのため、地域の社会教育や生涯学習活動を進める機会と場を提供する。

また、時代に合った地域での生涯学習活動を活発にするため、以下の事業を実施する。

- (1) 公民館活動の充実
 - ① 連区公民館長会の開催
 - ② 指導者層の拡充
 - ア 連区公民館長の研修会
 - イ 公民館役員研修会
 - ウ 公民館主事の資質向上
 - ③ 公民館運営審議会
 - ア 公民館運営審議会の開催
 - イ 公民館運営審議会委員の研修会
- (2) 中央公民館事業
 - ① 地区公民館相互の連携調整に関する事業
- (3) 地区公民館事業
 - ① 地区公民館事業
 - ア 魅力ある地域づくり事業
まちづくり、世代間交流、地域の歴史・文化、コミュニティづくり、ボランティア活動に関する各事業
 - イ 家庭・青少年学習事業
青少年対象の体験活動・ボランティア体験、親子で参加できるふれあい活動、その他青少年や家庭教育に関する各事業
 - ウ 成人・高齢者学習事業
成人・高齢者対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
 - エ 女性学習事業
女性対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
 - オ 学習発表会事業
作品発表会（文化祭、作品展等）、芸能発表会（芸能祭等）、公民館まつり等
 - カ 体育レクリエーション事業
地区運動会または地区体育祭、生涯スポーツ活動、レクリエーション活動、その他の学習活動
 - ② グループ活動の奨励
 - ア グループの育成
 - イ グループ活動のための指導助言
 - ウ グループ活動への情報収集と提供
 - ③ 施設・設備の整備充実

7 生涯学習センター事業

生涯学習の拠点として市民の多様な学習ニーズに対応する場及び機会の提供を図るため次の諸活動を展開する。

- (1) 尾西生涯学習センター
 - ① 講座の開催
教養講座、生活講座、趣味講座
 - ② 施設・設備の維持管理
- (2) 尾西南部生涯学習センター
 - ① 講座の開催
実務講座、教養講座、生活講座、趣味講座、健康講座
 - ② 施設・設備の維持管理

8 社会教育推進体制の充実

社会教育に関する各種施策の充実を図り、総合的かつ効果的に展開していくため、社会教育委員で構成される、教育委員会の諮問機関を設置するとともに、職員の資質向上に向け次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育審議会の開催
- (2) 社会教育委員の研修と調査研究の支援
- (3) 職員の資質向上
専門的知識・技術の習得と自己啓発

9 その他

社会教育の充実を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育関係資料の収集と提供
- (2) 自発的な各種活動への後援
- (3) 学校教育、地域その他の関係機関との連携・協働
- (4) 学習成果を生かす機会の充実
- (5) 生涯学習バス活用による社会教育活動の支援

第 16 号議案

令和 2 年度一宮市スポーツ振興方針について

令和 2 年度一宮市スポーツ振興方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 2 月 2 1 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

令和 2 年度一宮市スポーツ振興方針を定めるため、本案を提出します。

令和2年度

一宮市スポーツ振興方針
(案)

一宮市教育委員会

「スポーツで つむ えがお けんこう 紡ぐ笑顔と健康を」を基本理念に、市民の誰もが新しいスポーツライフを創造でき、それぞれの目的に応じてスポーツにかかわり健康的で生きがいをもって参加できるスポーツ環境づくりを推進する。

この実現に向けて「**するスポーツの推進**」「**みるスポーツの推進**」「**ささえるスポーツの推進**」を視点に、スポーツ振興施策全体を総合的に捉え、スポーツの基盤整備に努め、市民ニーズを的確に把握しながら必要とされる情報の発信と地域の特性に応じたきめ細やかな施策の推進を図る。

重 点 目 標

「一宮市スポーツ振興計画」を基に、誰もが、いつでも、どこでも、目的に応じてスポーツに取り組むことができるように、三つの視点よりスポーツを行う機会の拡充や環境の整備などに努める。

【するスポーツ】

- ・誰もが気軽に生涯スポーツや競技スポーツへ参加することができる機会の充実を図るとともに、スポーツ施設の効率的な運用による利便性の向上に努める。

【みるスポーツ】

- ・スポーツ観戦の場を提供するため、トップレベルの大会の誘致を進め、各種スポーツ大会の開催等について広く情報提供に努める。

【ささえるスポーツ】

- ・各種スポーツ団体の育成・支援をはじめ、専門的な知識と技能が必要とされるスポーツ指導者と審判員の育成と資質向上に努める。

事業計画

1 生涯スポーツの推進

(1) 参加しやすいスポーツ教室の推進

自主運営によるスポーツ教室の支援

スポーツ団体などが自主運営により開催しているスポーツ教室に対する助成などの支援を行う。

(2) 地域スポーツの推進

①地区スポーツ教室の開催

スポーツ推進委員連絡協議会と連携を図り、身近な地域で気軽にできるニュースポーツなどのスポーツ教室を市内23連区で開催する。

②出前講座での対応

ニュースポーツの紹介や体験など、出前講座要請に応じて職員を派遣し、地域スポーツの推進を図る。

(3) 健康・体力づくりの推進

①地域のラジオ体操の推進

ラジオ体操カードを配布し、地域でのラジオ体操活動を推進する。

②トレーニングルームの利用促進

公共スポーツ施設にあるトレーニングルームの利用促進を図る。

③健康ウォーキングの推進

ウォーキング講習会を開催し、ウォーキング活動を奨励する。

④オリジナルダンス体操の普及

(4) スポーツ施設の利便性の維持・向上

スポーツ施設の整備や改修を図り、スポーツ施設の利便性の維持・向上を図る。

(5) 子どものスポーツ活動の推進

①スポーツ少年団の育成・支援

小学生を対象に運動することの楽しさ、喜びを伝え、日常的にスポーツに親しみ、中学校の部活動やハイレベルな競技クラブへの橋渡しと、本人が希望すれば中高校生になってもスポーツ活動を継続することができる環境をつくるため、スポーツ少年団の育成と支援を図る。

②スポーツ少年フェスティバルの開催

子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくりのイベントとして、スポーツ少年フェスティバルを開催する。

③こころのプロジェクト「夢の教室」の開催

トップアスリートやそのOB等が夢先生となり、「夢を持つこと、その夢に向かって努力することの大切さ」を、選手自身の経験談をもとに伝える「夢の教室」を開

催する。

(6) 地域スポーツクラブの推進

誰もが気軽にスポーツを行うことができる環境づくりを目指し、地域の実情を生かした、地域住民による自主的かつ主体的に運営される総合型地域スポーツクラブを支援する。

2 競技スポーツの推進

(1) スポーツ協会による推進

① 各種補助金の交付

各競技の普及育成事業や選手強化事業、講習会開催への補助金交付を行う。

② 国際・全国大会出場選手奨励事業

国際大会、全国大会に出場する選手に対し、激励金を支給する。

③ スポーツ功労者顕彰事業

スポーツ振興に功労のあった者や、各種スポーツ大会で優秀な成績を収めた者を表彰する。

(2) 県内市町村対抗競技会への派遣、参加

① 愛知県スポーツ少年大会への派遣（スポーツ少年団）

西尾張大会、県大会

② 愛知駅伝への参加（市）

選考会、強化練習会、試走会を開催し、大会での上位入賞を目指す。

3 障害者スポーツの推進

(1) 障害者スポーツへの参加促進

① 障害者スポーツの情報提供

県内の障害者スポーツに関する情報提供を充実する。

② 障害のある人が参加できるスポーツイベント開催に向けた環境整備

4 プログラムの拡充

(1) 市民大会の実施

① 一宮市スポーツ協会に委託し、加盟する35競技団体の市民大会を実施する。

② 競技団体に対して障害のある人の参加について可能な限り配慮するよう依頼する。

(2) 誰もが参加できるスポーツ大会等の開催

オープン大会・イベントの開催

スポーツ団体への所属、障害の有無、年齢を問わず、誰でも参加できるスポーツイベントを開催する。

- ・いちのみやタワーパークマラソン
- ・ニュースポーツフェスティバル

(3) 大規模大会開催に伴う関連イベント等の開催

- ① 東京 2020 オリンピック聖火リレーを愛知県実行委員会と協力し実施する。また、一宮市内を通過する際には、ミニセレブレーション（途中区間で行われる小規模なセレモニー）を開催する。
- ② 東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバルに向けた採火イベントを開催する。

5 各種スポーツ大会などの観戦推進

各種スポーツ大会などの観戦の場の提供

- ① オリンピック種目である 7 人制ラグビーフットボールの「関西・一宮セブンズ」を開催する。
- ② 国内トップレベルの大会の誘致
総合体育館を中心とした会場で、国内トップレベルの大会を誘致する。
- ③ スポーツ観戦情報の提供
市広報、市及びスポーツ協会ウェブサイトなどに、総合体育館などでのスポーツイベントやスポーツ協会加盟団体の活動を掲載し、情報の周知を図る。

6 指導者の確保

人材の発掘・育成

- ① スポーツ推進委員の研修の支援
地域スポーツ振興を担うスポーツ推進委員の知識・技術の向上を図るため、研修会の開催や全国・東海四県・愛知県・西尾張の研修会へ派遣する。
- ② 指導者講習会等の開催の支援
競技ごとの指導者・審判員養成を図るため、スポーツ団体が行う講習会を支援する。

7 情報提供の充実

(1) スポーツ協会ウェブサイトの充実

- ① 情報量を増加させる。
- ② 加盟団体等のウェブサイトへリンクを張り、利便性を向上させる。

(2) 各種スポーツ関連催事の情報提供

- ① スポーツ協会加盟団体が実施する各年齢層を対象とした教室、大会の情報提供をする。
 - ・ 市及びスポーツ協会ウェブサイト、市広報等
- ② スポーツ推進委員が実施するニュースポーツを中心とした地区スポーツ教室等の開催情報を提供する。
 - ・ 市ウェブサイト等

(3) スポーツ施設に関する情報提供

- ① 施設の内容、利用方法、予約システムの登録等の情報提供
 - ・ 市ウェブサイト、「一宮市スポーツ施設予約システムのご案内」（紙媒体）
- ② 施設の利用状況（空き状況）の情報提供
 - ・ 予約システム（ウェブサイト）

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和2年2月21日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
46	一般社団法人 一宮市歯科医師会 会長 かみむら せいいちろう 上村 誠一郎	歯と口の健康週間ポスター募集	・歯と口の衛生週間(6月4日～10日)にちなんだポスターの募集・表彰式 ・参加者:一宮市立小中学校の児童生徒900名	・募集期間: 令和2年 4月1日(水) ～5月8日(金) ・表彰式: 令和2年 6月7日(日)	・表彰式: 一宮市医師会館	無料	(4) (6)
47	TOSS瑞穂 代表 おぎの たまみ 荻野 珠美	第8回TOSS全国 教え方セミナーin 愛知	①②1年間安定した学級集団を創る! 黄金の三日間準備講座 ・新学期準備として教師が行うべきこと、どの学級にもいる特別支援を要する子への理解と対応について、講座形式で紹介する。 ③子どもたちの学級生活満足度を高める! 学級経営アドバンス講座 ・子どもたちが学級での満足度を高めるためには、教師はどんな学級経営を行うとよいかを、講座形式で紹介する。 ・参加者:教職員・大学生 ①60名 ②30名	令和2年 ①3月28日(土) 14:00～16:15 ②3月28日(土) 17:30～20:00 ③4月4日(土) 14:00～16:00	①②稲沢勤労福祉会館 ③一宮市民活動支援センター内会議室	有料 1,500円	(6)
48	特定非営利活動法人 劇団新制作座 理事長 まやま らんり 眞山 蘭里	劇団新制作座 創立70周年記念公演「泥かぶら」	・劇団新制作座創立70周年記念「泥かぶら」誕生の町一宮公演「泥かぶら」 ・参加者:小学生・中学生・一般 1,400名	令和2年 7月11日(土) 昼の部13:30～ 夜の部18:00～	尾西市民会館	小学生・中学生(無料) 一般・おとな¥3,500	(4)
49	いちのみやリバーサイドフェスティバル運営 協議会 会長 一宮市長 なかの まさやす 中野 正康	「いちのみやリバーサイドフェスティバルを描こう」写生画コンクール	・いちのみやリバーサイドフェスティバル会場内での写生画コンクール ・7月上旬に表彰式予定 ・参加者:幼稚園児、保育園児、小・中学生100名	令和2年 5月3日(日・祝) ～5月5日(火・祝) 9:30～17:00	国営木曽三川公園三派川地区センター(138タワーパーク)	無料 ※画用紙が必要な場合は、1枚30円で販売	(1) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
63	特定非営利活動法人 響愛学園 理事長 こじま まり子 児島 真里子	特定非営利活動法人響愛学園10周年記念コンサート	障がいを抱える子どもたちによるピアノ・合唱のコンサート	8月20日(木)	愛知県芸術劇場コンサートホール	有料 1,500円 小・中学生 800円	(4) (6)
64	千秋“桜守フーク”の会 代表 さかもと よしみ 坂本 吉三	桜守フーク	いちい信金スポーツセンター(愛知県一宮総合運動場)内の清掃活動	3月15日(日)	いちい信金スポーツセンター(愛知県一宮総合運動場)	無料	(6)
65	一宮市民吹奏楽団 団長 あさい ひでひと 浅井 英仁	一宮市民吹奏楽団 レインボーコンサート2020	一宮市民吹奏楽団によるコンサート	6月21日(日)	一宮市民会館	有料 前売り 400円 当日 500円	(3) (6)
66	尾西信用金庫 業務推進部部長 ときだ かずゆき 時田 和幸	すぎもと和の世界展	絵画個展	4月13日(月) ～ 4月19日(日)	尾西信用金庫 事務センター 1階ギャラリー	無料	(6)
67	一宮書道連盟 会長 わしの しこう 鷲野 紫堂	おりもの感謝祭一宮 七夕まつり 第48回 学生書道展、第27 回選友作品展	書作品の展示	7月11日(土) 7月12日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(6)
68	一宮謡曲同好会 常任理事 かとう としお 加藤 寿夫	春季謡曲大会	謡曲発表会	4月19日(日)	尾西生涯学習センター	無料	(6)
69	特定非営利活動法人 日本次世代育成支援 協会 代表理事 わしづ ひでき 鷲津 秀樹	発達障害、愛着障害、アダルトチルドレン、HSPの問題と関係性	発達障害等についての心理学セミナー	5月31日(日)	一宮市 市民活動支援 センター	有料 600円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
70	第26回尾張南部平和 美術展実行委員会 実行委員長 ますや たかし 増谷 隆	第26回尾張南部 平和美術展	絵画・写真・書・絵手紙 等の展示	7月21日(火) ～ 7月26日(日)	稲沢市荻須 記念美術館	無料	(6)
71	かやの木芸術舞踊学園 学園長 きはら はじめ 木原 創	かやの木芸術舞踊 学園 創立50周年記念 発表会	モダンバレエの発表会	6月7日(日)	小牧市市民会館	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
52	公益財団法人愛知県 教育・スポーツ振興 財団 理事長 おざき とむる 尾崎 亨	家族の絆づく り事業「家族そ ろってスナッ グゴルフ体験」	世代を問わず楽しめる スナッグゴルフを家族 で体験し、特設コース で家族対抗ペアマッチ を行う。	令和2年5月 24日(日)	いちい信金ス ポーツセンタ ー(陸上競技 場)	無料	(4) (6)
53	一宮ラグビーフット ボール協会 会長 まつい てつろう 松井 哲朗	第11回東海 地区ラグビ ースクール 交流競技大 会	東海4県を代表す るラグビースクールによ る幼児・小学生は 交流試合、中学生 はトーナメント方 式での試合。	令和2年5 月16日 (土)	一宮市光明寺 公園球技場	無料	(3) (6)
54	一宮ラグビーフット ボール協会 会長 まつい てつろう 松井 哲朗	令和2年度 一宮ラグビ ースクール	ミニ(ジュニア)ラ グビーの指導他	令和2年4 月4日(土) ～令和3年 3月31日 (水)	一宮市光明 寺公園球技 場 他	年 額 10,000 円	(3) (6)
55	一宮サッカー連 盟 理事長 たんげ かねまさ 丹下 金政	2020年度 一宮・中日 少年サッカ ースクール	一宮市内の小学校 1年生～6年生の 男女を対象にサッ カーを通じて 「心・技・体」の 向上を目的として 開催。	令和2年3 月15日(日) ～令和3年 3月14日 (日)	市内各小学 校運動場	月 額 3,300円	(3) (6)